

事業者の皆さんへ

（事業者の皆さんへ、生産、製造、加工、流通、販売、提供の各段階において、
消費者の権利を尊重した事業活動を行うことが求められています。）

事業者の責務

- 消費者の権利を尊重し、法令を遵守すること
- 消費者の個人情報を適正に取り扱うこと
- 適正な事業活動を行うための自主行動基準を定めるよう努めること
- 県の施策に対して協力するほか、意見表明や提言を行うよう努めること
- 環境への負荷の低減に努めること

1 危害の防止

商品やサービスが消費者の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれがあるときは、県は事業者に対して、供給中止、商品回収といった危害防止のために必要な措置をとるよう指導、勧告します。



2 不適正な取引行為の禁止

県は、事業者が消費者との間で行う商品・サービスの取引に関する不適正な取引行為を指定し、それらを禁止します。また、違反事業者に対しては指導、勧告します。

【不適正な取引行為とは…】

- ① 契約勧誘に関する不適正な取引行為（不実告知、執ような勧誘など）
- ② 契約内容に関する // （消費者に不当な不利益をもたらす契約の締結など）
- ③ 債務履行に関する // （不当な手段による履行請求など）
- ④ 契約解除に関する // （契約解除の妨害など）
- ⑤ 与信に関する // （消費者の利益を不当に害することが明白な与信契約の締結など）

※不適正な取引行為の具体的な内容は、規則で定めます。

3 表示・広告の適正化

事業者は、消費者が選択、使用、利用などを誤ることがないように品質、使用方法などについて分かりやすく表示し、自主基準の設定や適正な広告に努めなければなりません。また、県は、必要に応じて商品やサービスについて規格や表示などの基準を設定し、違反があれば指導、勧告します。

4 立入調査、公表

県は、危害の防止や不適正な取引行為の禁止、表示の適正化などのために必要があると認める場合は、事業者に対して立入調査を行います。是正勧告に従わない場合や緊急の場合には事業者名などを公表し、消費者へ情報提供します。